

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

年次	事 項
明治 4 年 7 月	清酒、濁酒、醬油醸造鑑札収与並取税法規則の制定
明治 8 年 2 月	酒類税則の制定
明治 13 年 9 月	酒造税則の制定
明治 26 年 4 月	酒精營業税法の制定
明治 29 年 3 月	酒造税法の制定
明治 34 年 10 月	酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明治 34 年 12 月	麦酒税法の制定
明治 38 年 1 月	酒造組合法の制定
昭和 13 年 4 月	酒類販売業が免許制度となる
昭和 14 年 3 月	酒類の価格が統制価格となる
昭和 15 年 3 月	酒税法の制定（造石税、庫出税の併課）
昭和 16 年 11 月	酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭和 18 年 4 月	庫出税に級別差等課税制度を採用 酒類業団体の制定
昭和 19 年 4 月	造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭和 22 年 3 月	酒類業団体を酒類業組合法に改正
昭和 23 年 7 月	酒類業組合法の廃止
昭和 24 年 6 月	国税庁が発足
昭和 28 年 2 月	酒税法（現行法）の制定 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法・現行法）の制定
昭和 35 年 10 月	統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭和 37 年 4 月	酒税法の大幅改正（酒類の種類分類の改正、一定の価格を超える高価格酒への 従価税制度の採用、申告納税制度の採用）
昭和 39 年 6 月	基準販売価格制度の廃止（自由価格となる）
昭和 42 年 6 月	登録免許税法の制定（酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税）
平成 元 年 4 月	酒税法等の大幅改正（級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税 率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設）
平成 6 年 4 月	酒税法の一部改正（ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ等）
平成 9 年 10 月	酒税法の一部改正（WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る 税率の見直し）
平成 10 年 5 月	
平成 12 年 12 月	酒税法の一部改正（酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年 者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加）
平成 15 年 4 月	酒税法の一部改正（酒類等の検定制度の廃止等）
平成 15 年 7 月	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定（時限立法、平成18年 8月に緊急調整地域の指定が失効）
平成 15 年 9 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関 する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設）
平成 18 年 5 月	酒税法等の一部改正（酒類の種類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正）
平成 29 年 6 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（「酒類の公正な取引に関する基準」の制 定、酒類販売管理研修の義務化等）
平成 30 年 4 月	酒税法の一部改正（酒類の品目の定義改正）